

令和6年6月10日

河内町長 野澤良治様

河内町特別職報酬等審議会
会長 大野繁

河内町特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年4月17日付け河総発第4号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

1 常勤特別職の給料額及び議員報酬の月額

次の額に改定することが適当である。

区 分	答申額	現行額	改定額
町 長	770,000	612,000	158,000
副町長	570,000	532,000	38,000
教育長	510,000	475,000	35,000
議 長	350,000	300,000	50,000
副議長	320,000	270,000	50,000
議 員	310,000	260,000	50,000

2 改定時期

できる限り速やかに実施することが望ましいが、令和6年度については、予算が確保されていないことを考慮し、令和7年4月から実施することが適当である。

3 審議の経過

（1）審議会開催の経緯

本審議会は、現在の特別職の報酬等の額が、常勤特別職の給与が平成16年7月1日、議員報酬が平成17年10月1日以降改定が行われないまま約20年余りが経過し、現在に至っていることから、河内町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、河内町特別職の報酬等の見直しについて町長から諮問を受けた。今回の審議会の開催は、前回の改定から議員定数の削減といった特別職の状況の変化、また、人口減少対策などの行政課題や消費者物価指数の上昇といった社会情勢も大きく変化している中で、現在の特別職の報酬等の額が適正な水準にあるのかということを審議すべきであると判断されたことによるものである。

(2) 社会情勢について

現在の日本経済について、政府が発表した月例経済報告では、その先行きについて「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とされる一方で、「物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている。

このような状況のなか、2023年春闘での賃上げ率が30年ぶりの高水準となったほか、本県の最低賃金も953円となり、42円増の過去最大の上げ幅となっており、2024年春闘でも、大手企業を中心に高い水準の賃上げの妥結が相次いでいるところである。

さらに職員の給与についても令和5年度人事院勧告に伴い、民間給与との格差解消や人材確保の観点を踏まえ、2年連続で増加することとなった。

(3) 審議会での意見

資料を参考に委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出された。

- ・特別職の報酬等額を上げることには賛成だが、時期については検討が必要。
- ・物価も上昇しているので報酬等額を上げることが適当。
- ・議員のなり手不足や今後の議員活動を考えると上げることが適当。

【付帯意見】

- ・今後は、4年ごとに報酬等額の見直しについて検討してほしい。
- ・女性や若者が立候補できるような環境にしてほしい。
- ・将来を見据えた政策で、町の活性化を図ってほしい。
- ・議員活動が分かるよう見える化してほしい。
- ・議員報告会において、町民と意見交換できる時間をもうけてほしい。
- ・先進地の視察等を行い、少子高齢化対策に取り組んでほしい。

(4) 結論

河内町における常勤特別職の給料額及び議員報酬の月額は、平成17年以降据置きとなっているところであり、近隣自治体や類似団体との比較、民間企業の状況、消費者物価指数の動向等から、特別職の報酬等額を上げことは、委員各位の総意である。

町民の信任を得て選出される町長、議員の答申額については、改定前の金額に物価上昇率等を考慮し算出したものであり、議会の同意を得て選任される副町長、教育長については、改定前の金額を基本とし類似団体と比較検討し算出したものである。これらの答申額は、これからの河内町の町政運営を先導する町長、副町長、教育長及び住民の代表者として選出される議員に有能な人材を求めたいということを念頭に慎重に審議を重ね、総合的に勘案した結果である。

また、今後は、町民への説明責任を十分に果たすよう配慮し、これからの河内町の発展と人材確保のために社会情勢や町の状況に応じて適宜見直しをする必要があることを申し添える。